

( 平成 1 9 . 9 )  
( 平成 2 0 . 8 一部改訂 )

物品及び役務等の調達における  
**電子入札運用基準**

裁判所

## 1 入札方式等について

### (1) 電子入札方式による参加

電子入札システムを利用した入札方式（以下「電子入札方式」という。）により調達を行う物品及び役務等の案件（以下「電子入札対象案件」という。）において、入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、原則として電子入札方式によるものとする。

### (2) 紙入札方式による参加を認める場合

会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官及び支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）は、電子入札対象案件において、入札参加者が次に掲げる事項に該当する場合には、従来の紙入札（以下「紙入札方式」という。）を認めるものとする。この場合において、入札参加者は、技術審査願、供給機器審査願又は履行証明書等（以下「資料等」という。）の提出が必要な場合には資料等の提出期限の5業務日前までに、資料等の提出が不要の場合には入札書受付締切日時の5業務日前までに別紙様式第1による紙入札方式による参加申請書を提出し、契約担当官等の承認を受けなければならない。

ア 政府調達に関する協定の適用を受ける案件（いわゆるWTO対象案件）において、紙入札方式による参加を希望する場合

イ 次に掲げる場合又は入札参加者に電子入札方式による参加ができないことについてやむを得ない事情があると認められる場合

(ア) 電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等により使用できなくなり、ICカード再発行の申請中である場合

(イ) 電子入札システム導入の準備中であるが、間に合わなかった場合

### (3) 電子入札方式から紙入札方式への変更を認める場合

電子入札による入札手続開始後に、紙入札方式による入札手続へ変更することは、原則として認めない。ただし、契約担当官等は、次に掲げる条件にすべて該当する場合に限り、当該入札参加者について、これを認めるものとする。この場合において、当該入札参加者は、入札書受付締切日時の1業務日前までに別紙様式第2による入札方式変更申請書を提出し、契約担当官等の承認を受けなければならない。

ア 第1回目の入札締切通知書発行前であること。

イ 次に掲げる場合その他やむを得ないと認められる事情により電子入札の続行が不可能であること。

(ア) システム及び回線障害等により入札書受付締切日時に間に合わない場合

(イ) ICカードが失効、閉塞、破損等により使用できなくなった場合

ウ 全体の入札手続に影響がないと認められること。

### (4) 紙入札方式へ移行する場合の取扱い

契約担当官等は、(3)により紙入札方式への変更の承認をした場合には、当該入札参加者について紙入札方式により入札に参加する者（以下「紙入札参加者」という。）として取り扱うこととする。また、契約担当官等は、当該入札参加者に対して、紙入札参加者として承認後は電子入札に関する作業を行わないよう指示するものとする。ただし、既に実施済みの電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱うこととし、別途の手続による交付又は受領等を要しないものとする。

## 2 入札公告の取扱いについて

契約担当官等は、電子入札対象案件の入札公告(官報公告又は公示公告)において、「電子入札システムの利用」との小見出しを設け、同欄に「本件は、入札、資料提出、開札等を電子入札方式により実施するものとする。ただし、電子入札方式により難しい者は、契約担当官等の承認を得た場合に限り、紙入札方式により参加し、又は紙入札方式へ変更することができる。」等と記載し、当該案件が電子入札対象案件である旨を明示する。

## 3 案件登録について

### (1) 期間等の設定

ア 政府調達に関する協定の適用を受ける案件における開札日時は、原則として、入札書受付締切日時の翌業務日又は翌々業務日とする。

イ その他の期間等の設定に当たっては、従来の紙入札方式における運用に準じて設定するものとする。

### (2) 公告日又は公示日以降における案件の修正等

公告日又は公示日以降において、案件登録情報のうち、所在地、入札方式、落札方式、提出書類の有無等について錯誤が認められた場合には、次の手順により速やかに当該案件(以下「錯誤案件」という。)の再登録を行うものとする。

ア 錯誤案件に対して資料等の提出が行われるのを防ぐため、例えば公告(公示)掲載日が「4月1日」である場合には、証明書等受付締切日時を「4月1日」に変更するなど締切日時の変更を行う。

イ 件名に「本案件は、登録錯誤につき取り消し、同一案件名称により再登録」等と追記入力した修正登録を行い、錯誤案件である旨を入札参加者に明示する。

ウ 改めて新規の案件として登録する。

エ 既に資料等の提出があった入札参加者に対しては、確実な方法により連絡を行い、改めて登録した案件に対して資料等を送信するように依頼する。

### (3) 紙入札方式への切替時の処理

契約担当官等が使用する電子入札システムに障害が発生し、復旧の見込みがない場合(5の(6)のア参照)その他やむを得ない事情により、契約担当官等が、当該電子入札対象案件について、電子入札方式から紙入札方式へ切り替えるに至った場合には、当該案件名に「(紙入札方式へ移行)」と追記変更し、以後、当該案件に係る電子入札方式による手続を行わないこととする。

## 4 資料等の提出について

### (1) 使用アプリケーションソフト及び保存するファイルの形式

契約担当官等は、資料等の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式を次表により指定するものとする。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないよう電子入札方式による入札参加者(以下「電子入札参加者」という。)に明示するものとする。

| 番号 | 使用するアプリケーションソフト | 保存するファイルの形式                                                                             |
|----|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 一太郎             | Ver.12 形式以下での保存                                                                         |
| 2  | Microsoft Word  | Word2000 形式以下での保存                                                                       |
| 3  | Microsoft Excel | Excel2000 形式以下での保存                                                                      |
| 4  | その他のアプリケーションソフト | PDF ファイル ( Acrobat7.0 形式以下で作成したもの )<br>画像ファイル ( JPEG 形式又は GIF 形式 )<br>上記に加え特別に認めたファイル形式 |

## (2) ファイル圧縮方法の指定

契約担当官等は、ファイル圧縮を認める場合には、L Z H 形式 ( L H A により圧縮されたファイル形式をいう。 ) 又は Z I P 形式 ( G z i p により圧縮されたファイル形式をいう。 ) を指定するものとし、自己解凍方式は指定しないものとする。

## (3) 郵送又は持参を求める場合

契約担当官等は、提出される資料等の容量が 2 M B を超える場合には、原則として、郵送又は持参 ( 以下「郵送等」という。 ) の方法による提出を求めるものとする。  
また、契約担当官等は、当該電子入札対象案件の特性等を考慮の上、すべての電子入札参加者に対して郵送等による提出を求めることができるものとする。

## (4) 郵送等の方法

ア 契約担当官等は、郵送等の方法により資料等の提出を求める場合には ( 電子入札参加者が求めた場合を含む。 ) 、必要書類の一式を提出させるものとし、当該電子入札参加者に対して、電子入札システムにより、次の内容を記載した書面の送信を求めるものとする。

(ア) 郵送等の方法により提出する旨の表示

(イ) 郵送等の方法により提出する書類の目録

(ウ) 郵送等の方法により提出する書類のページ数

(エ) 郵送の場合は、発送年月日

(オ) 持参の場合は、持参予定年月日

イ 電子入札参加者は、郵送に当たっては、書留郵便等の配達記録が残る方法を利用しなければならないものとし、契約担当官等は、郵送により提出された資料等を受領した場合には、電子入札システムにより、速やかに受付票の発行を行うものとする。

## (5) 郵送等の方法により提出する場合における提出期限

郵送等の方法による場合の提出期限は、電子入札システムの証明書等受付締切日時と同一とする。

## (6) ウィルス感染ファイルの取扱い

契約担当官等は、電子入札参加者から提出された電子ファイルによる資料等がウ

ウイルスに感染していることが判明した場合には、当該電子入札参加者に対してウイルスに感染している旨を直ちに電話等により連絡し、資料等の再提出について協議するものとする。この場合において、当該電子入札参加者から郵送等の方法による資料等の再提出が行われた場合には、契約担当官等は、提出された資料等の受領確認後、電子入札システムにより、受付票の発行を行うものとする。

なお、電子ファイルによる資料等の再提出は、契約担当官等において当該電子入札参加者が完全にウイルス駆除が行えると判断できた場合に限り許可するものとする。

## 5 開札

### (1) 入札書の提出等

入札参加者は、入札書受付締切日時までに入札書を提出しなければならないものとする。また、契約担当官等は、提出された入札書の差替え、変更又は取消を認めないものとする（会計法第29条の5第2項参照）。

### (2) 再度入札における受付時刻の設定

契約担当官等は、再度入札の手續に十分な時間が確保できるよう考慮の上、入札書受付締切日時を設定するものとする。

### (3) 開札等が長引いた場合の入札参加者への連絡

契約担当官等は、開札日時から落札決定通知書又は再度入札通知書等の発行までの手續が著しく遅延する状況等が生じた場合には、必要に応じてすべての入札参加者に対し、電子入札システムによる進行状況について連絡するものとする。

### (4) くじ引きにより落札者の決定を行うこととなった場合の取扱い

契約担当官等は、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あり、くじ引きにより落札者の決定を行うこととなった場合には、くじ引きを実施する旨、対象となる入札参加者名、入札金額及びくじ引きの実施日時を明記した保留通知書により当該入札参加者全員に対して通知し、くじ引きの実施後に落札決定通知書を発行するものとする。また、落札となるべき同価格の入札をした者のすべてが紙入札参加者の場合には、保留通知書を送信することなく、その場でくじ引きを実施の上、落札決定通知書を発行するものとする。

### (5) 最低価格入札者の入札金額が調査基準価格を下回った場合の取扱い

契約担当官は、落札となるべき入札金額があらかじめ設定した調査基準価格を下回り、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第86条第1項の規定による調査を行った上で落札者を決定する場合は、調査を実施する旨の保留通知書を当該入札参加者全員に対して通知し、調査を行った上で落札決定通知書を発行するものとする。

### (6) 電子入札参加者側の障害により入札書受付締切日時等を延長する場合の取扱い

ア 契約担当官等は、電子入札参加者側の障害により入札書を提出することができない旨の連絡があった場合には、障害の内容及び復旧までの所要時間について確認を行うものとする。この場合において、直ちに障害を復旧することが困難と判断され、かつ、次に掲げる事項に該当する障害等により、一又は複数の電子入札参加者が参加できない場合には、契約担当官等は、入札書受付締切日時及び開札日時を変更し、又は延長した上で、当該電子入札参加者に対して紙入札方式への

変更を指示することができるものとする。

(ア) 天災

(イ) 広域停電又は地域的停電

(ウ) プロバイダ又は通信事業者に起因する通信障害

(エ) その他時間延長が妥当であると認められる場合。

ただし、ＩＣカードの紛失又は破損（１の(2)のイの(ア)の場合を除く。）及び端末の不具合等、電子入札参加者の責に帰すべき事由による障害と認められる場合を除く。

イ 契約担当官等は、変更後の開札日時を直ちに決定できない場合には、すべての入札参加者に対して仮の日時を入力した日時変更通知書を交付又は送信するものとする。この場合において、当該日時変更通知書の記事入力欄には、開札日時正式決定後に再度、日時変更通知書を送信する旨を記載するものとする。

ウ 契約担当官等は、正式な開札日時が決定した場合には、すべての入札参加者に対し、再度、日時変更通知書を交付又は送信するものとする。

エ 契約担当官等は、アからウまでのいずれの場合においても、日時変更通知書を電子入札システムにより送信できない場合には、電話、ＦＡＸ等により対応するものとする。

#### (7) 電子入札システムの障害により入札書受付締切日時又は開札日時を延長する場合の取扱い

ア 契約担当官等は、電子入札システム側に障害が発生した場合において、復旧の見込みがある場合には、入札書受付締切日時及び開札日時を変更し、又は延長し、復旧の見込みがない場合には、入札書受付締切日時及び開札日時を変更し、又は延長した上で、電子入札方式から紙入札方式へ切り替えるものとする（３の(3)参照）。

イ 契約担当官等は、復旧の見込みはあるが、変更後の開札日時を直ちに決定できない場合には、すべての入札参加者に対し、日時変更通知書の記事入力欄に正式決定後に再度日時変更通知書を送信する旨の記載をした上、仮の日時を入力した日時変更通知書を交付又は送信するものとする。

ウ 契約担当官等は、正式な開札日時が決定した場合には、すべての入札参加者に対し、再度、日時変更通知書を交付又は送信するものとする。

エ 契約担当官等は、アからウまでのいずれの場合においても、日時変更通知書を電子入札システムにより送信できない場合には、電話、ＦＡＸ等により対応するものとする。

#### (8) 入札書が未到達である電子入札参加者の取扱い

入札書受付締切日時到来後において、入札書が電子入札サーバに未到達であり、かつ、当該電子入札参加者から(6)のアの連絡等がないときは、当該電子入札参加者が入札を辞退したものとみなすものとする。

#### (9) 随意契約についての意思確認方法

ア 契約担当官等は、落札者が不在の場合において、予決令第９９条の２に規定する随意契約（以下「不落随契」という。）へ移行する場合の取扱いについて、あらかじめ入札説明書等に次に掲げる内容を記載することにより入札参加者に周知す

るものとし、さらに、不落随契移行時に電子入札システムにより送信するメールにも同じ内容を記載するものとする。

(ア) 見積書を提出する意思のある者は、見積書の提出を行うこと。

(イ) 見積書を提出する意思のない者は、辞退届を送信しなければならないこと。

(ウ) 何ら意思表示のない者は、見積書を提出する意思のない者とみなすこと。

イ 不落随契に伴う見積依頼通知書は、原則として前回の入札に参加したすべての入札参加者に対して送信するものとする。

## 6 入札参加者のＩＣカードの取扱いについて

### (1) 電子入札を利用することができるＩＣカード

電子入札を利用することができるＩＣカードは、競争参加資格決定通知書に記載されている者（以下「代表者」という。）又は代表者から入札及び見積に関する権限並びに契約締結に関する権限について委任を受けた者（以下「受任者」という。）のＩＣカードに限るものとする。

なお、契約担当官等は、受任者による電子入札の利用について、次に掲げる年間委任状が提出されている場合に限り、これを認めるものとする。

#### ア 年間委任状の提出方法

別紙様式第３により作成された年間委任状を提出するものとし、これに受任者のＩＣカードの企業情報登録画面を印刷したものを添付するものとする。

#### イ 年間委任状の内容

##### (ア) 権限

代表者から受任者に対して、入札及び見積に関する権限並びに契約締結に関する権限が委任されていない場合ではない。

##### (イ) 復代理人

電子入札においては、復代理人は認めないものとする。

##### (ウ) 委任期間

年間委任状の委任期間は、競争参加資格の有効期限を限度とする。また、委任期間中に代表者若しくは受任者に変更があった場合又は受任者のＩＣカードについて有効期限満了等による変更若しくは追加があった場合には、その変更内容について、年間委任状を提出した契約担当官等に対して、速やかに書面による届出をするものとする。

#### ウ 提出先

年間委任状は、原則として、契約担当官等に提出するものとする。

#### エ 提出時期

年間委任状は、当該入札参加希望者が最初に参加しようとする電子入札手続が開始される前までに提出するものとする。

### (2) 個別案件における委任の取扱い

契約担当官等は、電子入札の利用において、原則として、個別案件における委任を認めないものとする。ただし、開札までの間に代表者又は受任者のＩＣカードが、代表者の変更又は有効期限の満了等の理由により失効することが確実な場合には、個別案件における委任を認めることができるものとする。

### (3) ＩＣカードの資格等の確認

契約担当官等は、一般競争入札方式及び指名競争入札方式において参加申請等のあった入札参加希望者について、当該入札参加希望者の商号又は名称及びＩＣカードの名義人氏名により競争参加資格の有無を確認するものとする。この確認は、６の(1)の当該入札参加希望者の代表者又は受任者であるか否かを照合することにより行うものとし、当該入札参加希望者について入札及び見積に関する権限を有しないことが確認された場合には、契約担当官等は、当該入札参加希望者に電話等によりその旨を通知するものとする。この場合において、当該入札参加希望者が次に掲げる方法を採らない場合には、当該電子入札対象案件への参加を認めないものとする。

ア 代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、再度の参加を申請する。

イ 代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードがない場合には、紙入札方式による参加を申請する。

(4) 受任者との契約締結等

代表者のＩＣカードにより入札に参加し、落札した場合においては、契約担当官等は、代表者又は代表者からの委任状により契約権限の委任を受けた者と契約を締結することができる。

受任者のＩＣカードにより入札に参加し、落札した場合において、契約担当官等は、原則として、当該入札に参加した受任者又は代表者と契約を締結することができる。

(5) ＩＣカードの不正使用等の取扱い

ア 契約担当官等は、入札参加者が次に掲げる場合、その他ＩＣカードの不正使用(以下「不正使用等」という。)をした場合には、当該入札参加者の指名を取り消す等の方法により、当該入札への参加を認めないことができるものとする。

(ア) 他人のＩＣカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合

(イ) 代表者が変更されているにもかかわらず、変更前の代表者のＩＣカードを使用して入札に参加した場合

(ウ) 同一案件に対し、同一業者が故意に複数のＩＣカードを使用して入札に参加した場合

イ 契約担当官等は、落札決定後契約締結前において、不正使用等が判明した場合には、契約を締結しないことができるものとする。

ウ 契約担当官等は、契約締結後に不正使用等が判明した場合には、請負業務等の進ちょく状況等を考慮の上、当該契約を解除するか否かを判断するものとする。

( 別紙様式第 1 )

平成 年 月 日

最高裁判所  
支出負担行為担当官  
最高裁判所事務総局経理局長 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名 印

## 紙入札方式による参加申請書

貴庁発注に係る下記 1 の電子入札対象案件について、下記 2 の理由により電子入札システムを利用しての参加ができないことから、紙入札方式による参加について申請します。

### 記

- 1 案件名
- 2 電子入札システムを利用しての参加ができない理由（電子入札システムが未導入の場合は、導入予定時期を記載する。）

-----  
上記について承認します。  
平成 年 月 日

最高裁判所  
支出負担行為担当官  
最高裁判所事務総局経理局長

印

( 別紙様式第 2 )

平成 年 月 日

最高裁判所  
支出負担行為担当官  
最高裁判所事務総局経理局長 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名 印

## 入札方式変更申請書

貴庁発注に係る下記 1 の電子入札対象案件について、下記 2 の理由により電子入札システムを利用しての参加ができないことから、紙入札方式への変更について申請します。

記

- 1 案件名
- 2 変更理由

-----

上記について承認します。

なお、紙入札参加者としての承認後は、電子入札に関する作業を行わないこと。

平成 年 月 日

最高裁判所  
支出負担行為担当官  
最高裁判所事務総局経理局長

印

( 別紙様式第 3 )

## 年 間 委 任 状

私は、下記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 1 入札及び見積に関する一切の件
- 2 契約の締結に関する一切の件
- 3 ○○に関する一切の件
- 4 その他前各号に付随する一切の件

委任期間 自平成 年 月 日  
至平成 年 月 日

平成 年 月 日

委任者 所在地  
商号又は名称  
代表者氏名  
受任者 所在地  
商号又は名称  
氏名

印

印

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 殿